

報告第8号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月9日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	8,574円
相手方	田浦町に所在する法人
事故発生年月日	令和5年4月5日
事故発生場所	小松島市新居見町字西川
事故の概要	

ごみ収集車両が停車中の相手方車両右側のバックミラーに接触し、破損させたもの。

令和5年4月24日 専決第6号

小松島市長 中山 俊雄